

## 刈谷市スマートシティ推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 民間企業等との協働の下、ICT等の先端技術を活用して持続可能なまちづくりを目指すスマートシティの取組を推進することを目的として、刈谷市スマートシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (活動内容)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) スマートシティに関連する情報の共有
- (2) 会員間での連携に対する支援
- (3) まちづくりにおける課題解決策の検討
- (4) 持続可能なまちづくりに資する実証事業の実施
- (5) 協議会の活動のプロモーション
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な活動

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 愛知県
- (2) 刈谷市
- (3) 第1条に規定する目的に賛同する法人、団体又は個人であって、第5条第1項の規定による同意を得たもの

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

### (入会及び退会)

第5条 協議会に入会しようとする法人、団体又は個人は、刈谷市スマートシティ推進協議会入会申込書（別記様式）を協議会に提出し、会員の過半数の同意を得なければならない。

2 協議会を退会しようとするものは、退会届を会長に提出しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、非公開とする。ただし、会議の資料及び議事概要は、会員の同意を得た上で原則として公開する。

(専門部会)

第7条 協議会は、実証事業の内容を検討し、又は実証事業を実施するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により意見の聴取を受け、又は説明を求められた者は、協議会及び会員に関して知り得た情報を第三者に開示又は漏えいをしてはならない。

(秘密保持)

第9条 会員は、協議会において知り得た活動内容又は他の会員に関する情報を第三者に開示又は漏えいをしてはならない。会員が協議会を退会した後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の活動内容については協議会の、他の会員に関する情報については当該会員の同意を得たときは、第三者に開示することができる。

(知的財産権等に係る協議)

第10条 協議会の活動に関連して、会員が新たな知的財産権等に関する出願等を行う場合は、あらかじめ協議会に報告の上、別途協議を行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。